

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
1月5日
(金曜日)

目次

告示

結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)……………

地方卸売市場の廃止の許可(流通企画室)……………

卸売業務の廃止の届出(流通企画室)……………

保安林予定森林(長門市)(森林整備課)……………

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課)……………

中型まき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課)……………

公告

周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………

公安委公告

契約の締結……………

山口県告示第一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年一月五日

名 称 所 在 地

山本医院 宇部市大字東須恵二二九七の一

山口県知事 二井 関 成

末次齒科医院 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一六号

そごう薬局宇部新川店 宇部市上町二丁目四番二八号

ファーマシーイシマル東陽 下松市東陽四丁目二番五号

山口県告示第二号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成十九年一月五日

山口県知事 二井 関 成

許可番号	開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	地方卸売市場の所在	廃止許可年月日
農開第一七号社	南陽青果株式会社	周南市野村三丁目二〇番二五号	南陽青果地方卸売市場	周南市野村三丁目二〇番二五号	周南市野村三丁目二〇番二五号	平成一八、一六

山口県告示第三号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第十条の規定により、次のとおり卸売の業務の廃止の届出があった。

平成十九年一月五日

山口県知事 二井 関 成

許可番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	地方卸売市場の取扱品目の部類	廃止年月日
農卸第二号社	南陽青果株式会社	周南市野村三丁目二〇番二五号	南陽青果地方卸売市場	周南市野村三丁目二〇番二五号	青果部	平成一八、二二

山口県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年一月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
長門市渋木字東須計奴田三四二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市渋木字東須計奴田三四二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

長門市渋木字河内一三の一、字車板一七第六、依山字土井二五〇五から二五〇七ま

で

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市渋木字河内一三の一・字車板一七第六・依山字土井二五〇五から二五〇七まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成十九年一月五日

山口県知事 二井 関 成

一 対象船舶

(一) 瀬戸内海(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百条第二項に規定する瀬戸内海をいう。)を操業区域とする船舶

(二) 山口県漁業調整規則第四十三条の表四の項(一)、(二)及び(四)に掲げる海域を操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。)

二 申請期間

平成十九年二月十六日から同年三月一日まで

山口県告示第六号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、瀬戸内海機船底びき網漁業及び中型まき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成十九年一月五日

山口県知事 二井 関 成

申請期間

平成十九年二月十六日から同年三月一日まで



(一) 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成十九年一月五日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成十九年一月十八日(木曜日)午後二時

二 開催の場所

周南市岐山通一丁目四

周南市市民館(労働会館)小ホール

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する市街化区域と市街化調整区域との区分

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十九年一月十一日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成十九年一月十一日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-九三三-三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

周南市岐山通一丁目一

周南都市開発部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(一)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年一月五日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

通信指令支援システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年十一月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二二号

六 落札金額

八百四十五万二千五百円

七 入札公告日

平成十八年十月十三日

八 その他

平成十九年一月五日印刷
発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

- (一) 契約担当者 二井 関成
- (二) 山口県知事
- (三) 調達方法 借入れ
- (三) 落札方式 最低価格